

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

「すべてのこども・若者が幸せを感じ、夢と希望をもって 成長し生活することができるこどもにやさしいまち」

本市では、「富谷市第二期子ども・子育て支援事業計画」において、「『子どもたちを健やかに育むまちに』をめざして」を基本理念として掲げ、施策を推進してきました。

また、富谷市総合計画では、将来像として「住みたくなるまち日本一 ～100 年間ひとが増え続けるまち～」を掲げています。

本計画においては、上記のような、本市のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国のめざす「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、新たなめざすすがたを設定します。

■これまでの子ども・子育て支援事業計画における基本理念

『子どもたちを健やかに育むまちに』をめざして

■富谷市総合計画における将来像

住みたくなるまち日本一
～100 年間ひとが増え続けるまち～

■国のこども大綱におけるめざす社会のすがた

こどもまんなか社会

～すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

すべてのこども・若者が幸せを感じ、
夢と希望をもって成長し生活することができる
こどもにやさしいまち

2. 計画の基本目標

本計画において「めざすすがた」を実現するため、以下の基本目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標1 こども・若者が将来の希望を持てるまち

こどもの権利を保障し、こども・若者が明るい希望を持てるような社会環境づくりを進めます。

基本目標2 安心して子育てのできる環境の充実したまち

妊娠期からの継続的支援を充実させ、安心して子育てのできる環境の充実を図ります。

基本目標3 こどもや母親の健康・保健・医療の充実したまち

母子ともに健康でいられるように、様々な健診、指導、相談機能の充実を図ります。

基本目標4 未来の「とみや」を担うこどもたちの教育の充実したまち

幼児教育及び学校教育の充実を図り、あわせてこどもたちを地域ぐるみで見守り育てる環境づくりを促進します。

基本目標5 こどもを支援する生活環境の整備されたまち

安心して暮らせる住環境を形成し、安全で安心なまちづくりを推進します。

基本目標6 すべてのこどもの健全育成を目指すまち

すべてのこどもの健全な心身の成長を図るため、経済的支援を実施するほか、児童虐待・DV防止対策や障がい児施策の充実を図ります。



■施策体系

基本目標	施 策
1 こども・若者が将来の希望を持てるまち	(1) 子どもの権利保障
	(2) こども・若者の意見聴取
	(3) 就労・社会参画への支援
	(4) 出会い・結婚に向けた支援
2 安心して子育てのできる環境の充実したまち	(1) 健やかな妊娠・出産にむけて妊娠期からの切れ目のない支援
	(2) 不妊への支援
	(3) 保育サービスの充実
	(4) 子育て支援サービスの充実
	(5) 地域における子育て支援の充実
3 こどもや母親の健康・保健・医療の充実したまち	(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
	(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
4 未来の「とみや」を担うこどもたちの教育の充実したまち	(1) 幼児教育の充実
	(2) 確かな学力を育む教育の推進
	(3) 学校教育環境等の整備充実
	(4) こどもたちのための環境と未来を考えるまちづくりの推進
5 こどもを支援する生活環境の整備されたまち	(1) 安心して外出できる環境の整備
	(2) 安全・安心なまちづくりの推進
	(3) 犯罪等の被害防止活動の推進
6 すべてのこどもの健全育成を目指すまち	(1) 経済的支援の充実
	(2) 児童虐待・DV防止対策の充実
	(3) 障がい児施策の充実

本市が「子どもにやさしいまちづくり」を推進する意義

仙台市に隣接する本市は、教育、こども・子育て施策に重点を置き、子育て世帯に選ばれるまちとして人口が増加し、平成 28 年 10 月に単独市制施行しました。市制施行後も、子育て世帯を中心に人口が増加しています。

また、本市はこどもたちがまちの活動に活発に参加し、こどもの力やこどもの声がまちづくりに生かされる「子どもにやさしいまち」を目指し、平成 30 年 11 月 20 日（世界子どもの日）に、子どもの権利条約に基づいた「子どもにやさしいまちづくり宣言」を行いました。

富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言の5つの柱

1. 子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち
2. 子どもが安心安全に暮らすことができるまち
3. 子どもが友だちと交流し、楽しく遊び学べるまち
4. 子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、活き活きと参加できるまち
5. こどもの意見を聴き、まちづくりに活かすまち

この宣言は本市のCFCIが目指す方向性を示しており、この宣言に基づいて様々な取組を実施しています。また令和3年 12 月からは、全国初のCFCI実践自治体として日本ユニセフ協会より承認を受け、現在は子どもにやさしいまちづくりの推進に加え、他自治体や海外に向けても発信を行っています。子どもにやさしいまちづくりの視点を持つことで「子育てにやさしいまち」「すべての人にやさしいまち」に繋がるという考えのもと、様々な施策を通して、こども・若者・子育て世帯が住み続けたいと思えるまちづくりを進め、100 年間ひとが増え続けるまち、住みたくなるまち日本一の実現を目指し、子どもにやさしいまちづくりを推進しています。

※CFCI…Child Friendly Cities & Communities の略で「子どもにやさしいまち」

◆「子どもにやさしいまち」とは◆

ユニセフが提唱するCFCIとは、子どもの権利条約の内容を市町村レベルで具現化する世界的な活動であり、こどもとの距離が最も近い行政単位で市町村が実践する事業です。その特徴は、その市町村の人々がみんなでみんなのまちを作っていくこと、とりわけこどももまちづくりの主体、当事者として位置づけていることです。

◆「子どもの権利条約」とは◆

1989 年国連総会において採択された条例で、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。こどもを一人の人間として人権（権利）をもつ存在として捉え、大人と同様に一人の人間として様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めているというのが特徴です。そしてこどもにとって最もよいことを実現しようと謳っており、この考え方はこども基本法にも取り入れられています。

